

大阪高裁総第50号

平成31年2月5日

山中理司様

大阪高等裁判所長官 安浪亮介



司法行政文書開示通知書

平成29年12月14日付け（同月15日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎における入庁検査の実施について（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分及びその理由

1の文書には、公にすると警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

平成29年12月12日

近畿弁護士会連合会理事長 殿

大阪弁護士会会長 殿

大阪高等裁判所事務局長 井上直哉

大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎における入庁検査の実施に
ついて

大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎において、平成30年1月9日（火）から開始予定の入庁検査の実施に伴う各玄関等の運用及び所持品検査の運用の概要を別添のおとりとすることとしたので、お知らせします。

【各玄関等の運用の概要】

利用可能な門と玄関については、別紙図面のとおりであり、各玄関において以下のとおり入庁検査（所持品検査、所持品検査除外者の確認等）を行う。

なお、西門及び東通用門並びに本館西玄関、別館東玄関及び西玄関は常時閉鎖する。

1 平日の [] から [] まで（以下「入庁検査実施時間帯」という。）

(1) 本館正面玄関（入庁検査実施場所）

入退館利用可とする。

(2) 本館東玄関

職員、所持品検査除外者及び障がい者（介添えを含む。以下、介添えを含めて「障がい者等」という。）については入退館利用可とし、一般来庁者については退館のみ利用可とする。

なお、障がい者等の入館については、東玄関の空きスペースにおいて、警備員等が [] 検査を行う。ただし、障がい者等が正面玄関での検査を希望する場合には、同玄関において検査を行う。

(3) 本館北東玄関

退館のみ利用可とする。

なお、障がい者等については、北東玄関の空きスペースにおいて、警備員等が [] [] 検査を行うことを前提に入館の利用も可とする。ただし、障がい者等が正面玄関での検査を希望する場合には、同玄関において検査を行う。

※ 平成30年1月9日（火）から同年3月23日（金）までは、本館と新館通用口との間の仮設通路となり、その間は、仮設フェンスの東側仮設扉において、本館北東玄関同様の運用とする。

(4) 本館北西玄関

入庁検査実施時間帯は、新館との間の専用通路とする。

※ 平成30年3月23日（金）までは利用できない。

(5) 別館正面玄関（入庁検査実施場所）

入退館利用可とする。

(6) 新館正面玄関（入庁検査実施場所）

入退館利用可とする。

2 入庁検査実施時間帯以外の時間帯

原則として、夜間通用口のみ利用可とする。

その際、具体的な入退館の方法等は職員が説明するので、その指示に従う。

【所持品検査の運用の概要】

1 所持品検査の実施概要

所持品検査は、民間警備員（以下「警備員」という。）において、以下のとおり行

う。

(1) 所持品検査の実施方法

金属探知機及び [REDACTED] を使用した所持品検査を実施する。

ア 本館正面玄関

設置された二つの自動扉のうち西側を一般来庁者入口とし、東側を一般来庁者の出口及び所持品検査を除外される所持品検査除外者の出入口とする。一般来庁者入口については、手荷物の有無により更に二つのレーンに仕切った上で、手荷物のない一般来庁者のレーンには [REDACTED] 金属探知機1台を設置し、手荷物のある一般来庁者のレーンには [REDACTED] 金属探知機及び [REDACTED] 各1台を設置して、それぞれ所持品検査を行うほか、 [REDACTED]

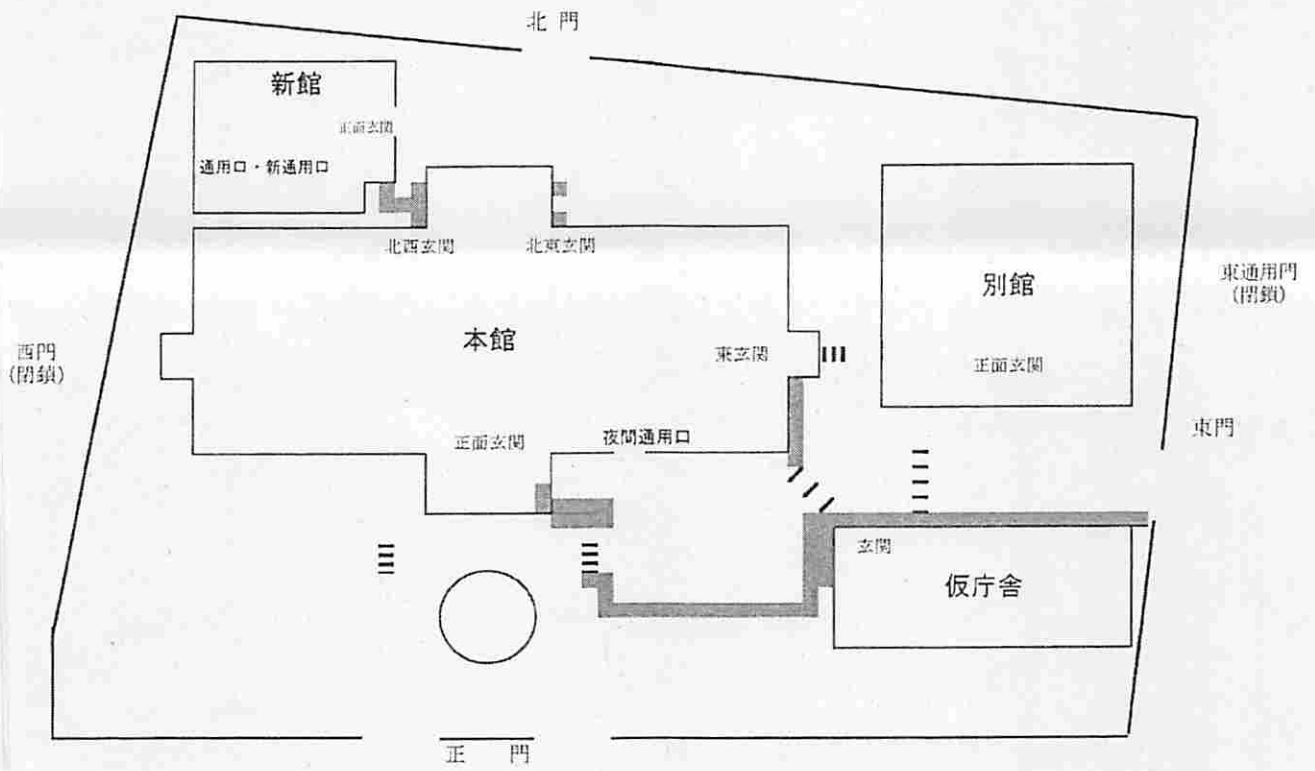
イ 別館正面玄関及び新館正面玄関

一般来庁者の入口専用レーンと、一般来庁者の出口及び所持品検査除外者の出入口とに分けて、一般来庁者の入口レーンでは、 [REDACTED] 金属探知機及び [REDACTED] 各1台を設置して所持品検査を行うほか、 [REDACTED]

(2) 所持品検査除外者

[REDACTED]

(別紙図面)



- 凡例
- 誘導ブロック
 - 横断歩道
 - スロープ
 - 歩道 (一部新設)